

2024 年度 11 月定例会(11 月 29 日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○議員（松谷 清）

それでは、通告に従いまして、緑の党として 3 つの質問をさせていただきます。

まず、ジェンダー平等・多様な生き方が尊重される社会について伺います。

国連の女性差別撤廃委員会は、10 月 29 日、選択的夫婦別姓を実現するための法改正について、女性が希望すれば結婚後も旧姓を維持できるよう法改正を求める勧告を日本政府に出しました。国会の比較多数を占める自民党の総裁選挙においても、第 2 党の立憲民主党代表選挙においても、また、多くの政党の公約でも取り上げられ、有権者の多数は選択的夫婦別姓制度を容認しております。NHK の世論調査で 62% が賛成、経団連、経済同友会も政府に推進を要望しています。国での法制化議論を求める自治体議会意見書は延べ 426 議会であります。私自身、妻方に入籍、旧姓で 40 年、法制化に期待しております。

また、性的少数者の婚姻を認めない現民法に対して、3 月、札幌高裁、10 月、東京高裁は違憲判断を示しました。静岡市含め 459 の自治体がパートナーシップ宣誓制度を採用しており、本市では、宣誓制度を利用者が申出を行うことで、住民票の続柄を縁故者と記載することを可能としております。

そこで、4 点お伺いいたします。

選択的夫婦別姓の法制化及びその主張の背景に、ジェンダー平等の実現があることについてどのように考えるか、また、性的少数者の婚姻及びパートナーシップ制度についてどのように考えるか、市長に伺います。

所管局に伺います。静岡市の市職員の旧姓使用制度について、男女別の推移と今後の運用の考え方について伺います。

2 つ目に、本市において住民票の続柄を夫（未届）、または妻（未届）と記載されている事実婚の方々の実数はどれくらいいるか。また、その方々の市営住宅入居者対象及び市立病院における患者の病状説明時の同席の扱いはどのようにになっているか、伺います。

3 つ目に、本市においてパートナーシップ宣誓制度を活用されている方々はどれくらいいるか。あわせて、その方々の市営住宅入居世帯数及び市立病院における患者の病状説明時の同席について扱いはどうなっているか。また、宣誓者で、住民票の続柄を縁故者と記載することを申し出ている方の実数はどれくらいか、伺います。

次に、アリーナ建設と財政的課題等についてお伺いします。

既に 3 人の方が質問されており、大枠については共通認識となっています。市長は、就任時にアリーナは民設民営の認識を持ち、また、上土団地の P F I 事業に極めて懐疑的、批判的でありました。ところが、去年の長崎市視察から B T コンセSSION 方式アリーナ建設推進に転換しました。確かに 15 日の

市民へのアリーナ説明会での長崎のジャパネット並みのパワーの北海道日本ハムファイターズ本拠地の運営者、前沢 賢氏の講演には大変刺激を受けております。今回、議案として 6,600 万円のアドバイザー業務が提案されております。議会の側の懸念は 2 つ。1 つは、300 億円の建設費に市はどれくらい負担するか。2 つ目に、30 年間、安定した収益が継続するかになります。

ただ、ＢＴコンセッション方式も含め、ＰＦＩ 方式は議会に対して民間の競争を阻害すると情報提供は極めて限定的であります。

そこで、経済波及効果、所得誘発額、市民税誘発額の算定方法はどのようなものであるか、伺います。

次に、静岡都心のウォーカブルなまちづくりについて伺います。

10 月に青葉シンボルロードで歩行者天国が社会実験され、11 月に江川町交差点の電ビルと日生ビルの間に横断歩道が完成しました。市政変革研究会では、静岡駅北口の横断歩道について議論され、現在、調査が進んでいます。既に、駅から呉服町通りに向かう 2 区画は、車の流入は禁止され、自転車置場も設置されております。居心地がよく歩きたくなるまちなかの将来像について、総括質問で何度も質問させていただいてきました。

そこで、静岡都心地区のウォーカブルなまちづくりをどのように進めていくのか伺いたいと思います。

○市民局長（市川靖剛）

ジェンダー平等・多様な生き方が尊重される社会についての 3 点の質問にお答えします。

最初に、選択的夫婦別姓の法制化、性的少数者の婚姻及びパートナーシップ宣誓制度についてどのように考えるのかについてです。まず、選択的夫婦別姓の法制化についてですが、現在の民法では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないとされておりますが、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的に多数となっております。女性の社会進出等に伴い、氏を改めることによる職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティーの喪失などを背景として、ジェンダー平等の観点から選択的夫婦別姓の法制化を求める意見があると承知しております。選択的夫婦別姓制度の法制化は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題ですので、国において国民の理解の下に進められるべきものと考えています。

次に、性的少数者の婚姻についてですが、性的少数者にとってパートナーとの間で法的に認められた関係になることは、充実した社会生活を送る上での基盤となるものですが、婚姻については各地で同性婚の法制化を求めて、国を相手とする裁判が行われており、国において検討が進められるべきものと考えております。

また、パートナーシップ宣誓制度については、本市では、現在の婚姻制度を利用することができない者または、それを利用することが容易でない者の生活上の困難及び生きづらさの解消を図り、多様な生

き方が尊重される共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を実施しており、今後とも適用される行政サービスの拡充に努めてまいります。

続いて、住民票の続柄を夫（未届）、または妻（未届）と記載されている事実婚の方々についての御質問ですが、まず、未届の方の数ですが、令和 6 年 11 月 21 日現在で夫（未届）の方は 18 人、妻（未届）の方は 98 人となっております。

次に、これらの方々の市営住宅の入居世帯数ですが、令和 6 年 11 月 19 日現在で 12 世帯となっております。

次に、患者の病状説明同席の扱いですが、市立病院では患者本人から明確な意思表示があった場合は、事実上の婚姻関係の有無にかかわらず同席を認めています。

最後に、パートナーシップ宣誓制度を活用されているの方々についての御質問ですが、まず、本市のパートナーシップ宣誓制度を宣誓している方々は、令和 6 年 11 月 21 日現在で 39 組となっております。

次に、これらの方々の市営住宅の入居世帯数は、令和 6 年 11 月 19 日現在、2 世帯となっております。

次に、患者の病状説明同席の扱いですが、市立病院では患者本人から明確な意思表示があった場合は、パートナーシップ宣誓の有無にかかわらず同席を認めています。

次に、宣誓者のうち住民票上の続柄を縁故者としている方は、今のところございません。

○総務局長（大村明弘）

静岡市職員の旧姓使用制度についてですが、旧姓使用している正規職員数の男女別の推移は、15 年前の 2009 年度は、女性 42 人、男性ゼロ人の計 42 人。10 年前の 2014 年度は、女性 55 人、男性 2 人の計 57 人。5 年前の 2019 年度は、女性 111 人、男性 5 人の計 116 人。2024 年度は 11 月 1 日現在で、女性 192 人、男性 9 人の計 201 人と年々増加しています。

旧姓使用制度は、職員が互いに個性を尊重し、働きやすい職場環境づくりを目的に実施しています。今後も引き続き、職員が利用しやすいよう制度の趣旨を周知し、旧姓使用を希望する職員の意思を十分尊重していきます。

○総合政策局長（岡山卓史）

経済波及効果、所得誘発額、市民税誘発額の算定方法についてですが、経済波及効果とは施設の整備・運営や来場者の消費支出に直接関わる市内産業の需要と、誘発する他産業の需要を合わせた 1 次波及効果及び 1 次波及効果による雇用者所得が家計で消費されて生じる 2 次波及効果を合計した市内産業の需要増加の総額であり、産業連関表を用いて算定します。

次に、雇用者所得誘発額と市民税誘発額は、そうした各産業の需要増加がどれほど雇用者所得に回り、さらには個人市民税や法人市民税に回るかを産業関連表上で示される係数を基に算定しています。

本年 2 月議会でも答弁したとおり、本市のアリーナの整備・運営における経済波及効果等は、建設期間 3 年間における整備費等の初期投資額、運営期間 30 年間にける施設の維持管理運営費のほか、想定されるイベント等の規模や回数等から来場者数及び消費支出額を前提条件として設定し、現時点で最新の 2015 年静岡市産業連関表を用いて算定しています。その結果、静岡市アリーナ基本計画（案）を公表した本年 10 月時点では初期投資額を 300 億円とした場合の 33 年間の経済波及効果を約 5,286 億円、雇用者所得誘発額を約 1,455 億円、市民税誘発額を約 54 億円と試算しました。

すみません、1 点訂正をさせていただきますが、産業連関表と言わなければいけないところ、産業関連表と発言しました。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いします。

○都市局長（安本弘樹）

静岡都心地区のウオーカブルなまちづくりをどう進めていくのかについてですが、本市がウオーカブルなまちづくりを進めるためには、移動のしやすさと居心地のよさの 2 つの取組がポイントであると考えております。

1 つ目の移動のしやすさについては、11 月に横断歩道を設置した江川町交差点の平面横断化や国道 1 号の横断方法の検討など、歩行者にストレスがなく、安全かつ円滑な移動を支える取組を進めております。

2 つ目の居心地のよさについては、青葉シンボルロードにおいて公共空間にテーブルや椅子を設置し、将来の姿をイメージした実証実験アオバリビングや、七間町通に面して屋外ステージと子供の遊び場を提供しているアルティエなど、来訪者の滞在環境を向上させる取組を官民で進めております。これらの取組については、都心に流入する通過車両の抑制や歩行者の安全・安心の確保、地域住民や沿道店舗の方々の理解と協力が不可欠です。そのため、道路管理者や交通管理者など関係機関と連携し、商店街など地域の皆さんと協働してウオーカブルなまちづくりを進めていきます。

〔松谷 清議員登壇〕

○議員（松谷 清）

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。いろいろと不規則発言が多いですけれども、2 回目の質問をいたします。

答弁いただきましたけれども、市職員の旧姓使用者が 15 年間で 5 倍、42 人から 201 人、また本市で事実婚を選択している方々が 116 組、パートナーシップ宣誓制度を選択している方が 39 組、ジェンダー平

等・多様な生き方が広がっていることを実感いたします。報道によりますと、東京都世田谷区は 11 月から同性カップルの住民票の続柄に事実婚と同じ夫（未届）、妻（未届）と記載できると発表しました。

こうした中で 3 点伺います。

1 つは、本市において、住民票の夫（未届）、または妻（未届）と記載されている事実婚の方々の行政サービスと同性のパートナーシップ宣誓者が受けられる行政サービスを比較した場合の差異はどのようなになっているか。

2 つ目に、本市の同性パートナーシップ宣誓制度による受けられる行政サービスについて、先進的と言われる東京都世田谷区の行政サービスとの差異はどのようなになっているか。

3 つ目に、本市の同性パートナーシップ宣誓者も住民票の続柄の記載において、夫（未届）、妻（未届）とすることはできないのか、伺いたいと思います。

次に、アリーナ建設についてお伺いします。

市民税誘発額は、建設段階で 4.6 億円、運営段階 30 年間、毎年 1.7 億円、合わせると約 54 億円であると答弁いただきました。市長記者会見で、103 万円の壁問題で 1 年に市民税の減収は 176 億円、この数値を基に法人・個人市民税を計算すると、建設段階で 1 億 2,900 万円減収、運営段階で 1.7 億円については 4,700 万円の減収、総額 15 億 6,000 万円が減収となるわけであります。300 億円の財源の内訳のうち、運営権対価は 30 年間アリーナ興行の収益が安定していることが前提となります。

そこで、1 つは、学校給食センターの規模見直しの際に、児童・生徒数の減少を極めて厳密に反映させたわけですが、エンタメ産業への影響。2 つ目に、高金利政策、インフレ、人手不足など、物価高騰の事業費総額への影響。3 つ目に、2050 年までの気候変動によるコロナのような感染症の発生の影響を考えると、経済波及効果に大きな不確実性が存在するわけであります。

そこで、人口減少、物価高騰、感染症の発生といった将来のリスクを想定し、経済波及効果等は今後見直す考えがあるのか、伺いたいと思います。

次に、建設費 300 億円にまちづくりが絡んできますと、ペDESTリアンデッキなど周辺整備も加わり、350 億円を超えることも想定されます。運営権対価、各種補助金・交付金、緊防債などを含め、また、企業・個人寄附金を財源としているわけであります。静岡的風土の中で、寄附金も不確実性が大変高い現状です。問題は、運営権対価がどれくらいになるかであります。市の負担 200 億円も想定されます。

そこで、アリーナ整備の財源として仮に、市債を 200 億円発行した場合、公債費や経常収支比率はそれぞれどうなるのか、伺いたいと思います。

次に、ウォーカブルなまちづくりについてお伺いします。

全体像について答弁をいただきました。私自身は、静岡北口の駿府城公園に向かう江川町交差点までの御幸通りを姫路市型のまちづくりと重ね、歩いて楽しいウォーカブルな道路空間の整備を求めてきま

した。そのようなウオーカブルなまちづくりとして進められている静岡都心地区での取組状況について 2 点お伺いします。

1 つは、江川町交差点の横断歩道設置によりどのような効果を想定しているのか。

2 つ目に、市政変革研究会で取り上げられている J R 静岡駅北口の国道横断に向けた 2024 年度の調査の目的と内容はどのようなものであるのか伺って、2 回目の質問です。

○市民局長（市川靖剛）

1 回目につき、ジェンダー平等・多様な生き方が尊重される社会についての 3 点の質問にお答えします。

まず、事実婚の方々と同性のパートナーシップ宣誓者がそれぞれ受けられる行政サービスの差異についてですが、事実婚は、法律上の婚姻の届出をしていない夫婦関係ですが、健康保険の被扶養者や会社員の配偶者に当たる国民年金の第 3 号被保険者など、適用される行政サービスについて、個別の法律に届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含むなどと規定され、法律婚と同様の取扱いを受けるとされているものもあります。これに対してパートナーシップ宣誓者に対する行政サービスの適用については、個別の法律に規定はなく、実施主体となっている各自治体が各行政サービスの根拠、趣旨などに鑑みて、それぞれ独自の判断で適用の可否を検討しております。

したがって、本市では、同性のパートナーシップ宣誓者が受けられる行政サービスは、事実婚と比べて限られております。

次に、本市と東京都世田谷区で同性のパートナーシップ宣誓者が受けられる行政サービスの差異についてですが、先に述べたとおり、行政サービスの提供は実施主体となっている各自治体がそれぞれ独自の判断で行っており、自治体ごとに提供内容に差があります。そのため、世田谷区で提供しているが、本市で提供していないサービス、反対に本市で提供しているが、世田谷区で提供していないサービスもあります。このように、本市と世田谷区のサービス内容には差があります。

なお、本市においては、住民票の続柄の違いがパートナーシップ宣誓者への行政サービスの提供に影響を与えることはありません。したがって、今後も引き続き、世田谷区を含め他都市の先進事例を参考としながら、性的少数者など、当事者の生きづらさや生活上の困難を解消するため、宣誓者へのサービスの提供の充実を図ってまいります。

最後に、同性のパートナーシップ宣誓者の住民票の続柄の記載を未届とすることについてですが、本市では、宣誓者について事実上の親族相当にあると認定し、申出を行うことで住民票上の続柄を一般的な取扱いの同居人ではなく、縁故者と記載ができることとしております。未届と記載することについて、総務省は、本年 9 月に、同性パートナーの続柄を事実婚の夫婦の続柄と同一にすることは、その続柄の

みで、それが内縁の夫婦の方なのか、同性パートナーの方なのかが区別できなくなることにより、各種社会保障の窓口で適用の可否を判断するために追加的な確認作業が必要となり、実務上の支障を来すおそれがある等の見解を示しております。

本市でも、現時点では未届の記載は行っておりませんが、今後の国の動向などを注視し、必要に応じて検討してまいります。

○総合政策局長（岡山卓史）

人口減少、物価高騰、感染症の発生といった将来にわたるリスクを想定し、経済波及効果等を今後見直す考えはあるのかについてですが、経済波及効果と雇用者所得誘発額は、アリーナ事業の経済的な効果を明らかにし、市が投資すべき案件であるかを検討し、事業化を判断するための 1 つの材料として試算したものです。本年 2 月議会でも答弁したとおり、その試算に当たっては、アリーナの興行需要の標準的な想定はもとより、人口減少や物価高騰等に起因する将来需要の不確実性をリスクとして考慮した、より悲観的な想定に基づく試算も行っています。

このように、想定し得る将来のリスクを考慮し、興行需要を少なく見込んで試算した場合でも、3 年間の建設と 30 年間の運営期間では、初期投資額の約 300 億円を大きく超える十分な経済効果があるとの結果が出ております。

一方で、運営期間における感染症の発生等のリスクは予見できないため、経済波及効果の試算へは反映せず、試算結果を見直す予定はありません。こうしたリスクについては、今後、市と事業者との契約における適切なリスク分担において対応すべきものと考えております。

33○財政局長（野村一正） アリーナ整備の財源として仮に市債を 200 億円発行した場合、公債費や経常収支比率はそれぞれどうなるのかについてですが、まず、公債費については、直近の発行実績を踏まえ、市場公募地方債として利率 1.12%、30 年償還で発行した場合で試算すると、発行した翌年度以降 10 年間毎年、元金 6 億 6,000 万円、利子 2 億 2,000 万円、合計 8 億 8,000 万円増加します。

また、経常収支比率については、令和 5 年度決算を基にアリーナ整備による経済波及効果等を考慮せず、公債費の増加分 8 億 8,000 万円を超えた場合、経常収支比率は 92.8%から 93.3%へ、0.5 ポイント上昇します。

34○都市局長（安本弘樹） 江川町交差点の横断歩道設置の効果についてですが、本市では、ウォーカブルなまちづくりを推進するため、江川町交差点の平面横断化に取り組んでまいりました。これまでに 2012 年に社会実験を実施し、交通管理者と協議を経て、先行して 2015 年に電ビル前とペガサート前をつ

なく東西方向に横断歩道を設置いたしました。加えて、本年 11 月 8 日に電ビル前と日本生命静岡ビル前をつなぐ南北方向に新たに横断歩道を設置したところです。

今回の横断歩道設置により、静岡駅方面から官公庁や病院及び新静岡駅方面から呉服町周辺エリアが平面でつながりました。これにより、高齢者や車椅子、ベビーカーを利用する方々の利便性が向上するだけでなく、まちなかの回遊性向上により地上を往来する人が増える等の効果も期待できます。

なお、これらの効果については、今後、交通量調査やアンケート調査等により、回遊状況の変化、自動車への影響などについて検証をしていきたいと考えております。

次に、ＪＲ静岡駅北口の国道横断に向けた令和 6 年度の調査の目的と内容についてですが、静岡都心地区は、ＪＲ静岡駅と中心市街地が近接した恵まれた立地でありながら、国道 1 号によって歩行者動線が分断されている状況です。現在は、地下道や周辺の交差点で横断できるものの、ウォーカブルなまちづくりの実現に向けては、駅からまちなかへの円滑な移動や都心地区内のさらなる回遊性の向上を図り、車中心から人中心のまちなかへと転換させる必要があると考えております。

そこで、令和 6 年度の調査は、都心へ流入する国道 1 号と井川湖御幸線を通過する車両の抑制や、ＪＲ静岡駅前の横断距離を短くするための交差点のコンパクト化など、関係機関との協議を進展させるための資料を作成することを目的としております。

調査の内容としては、車流データ等のビッグデータを活用し、ＪＲ静岡駅前の交差点を通過する自動車について出発地や目的地に加え移動経路や通過速度など、現在の交通実態を把握いたします。

これにより、都心に目的がない通過車両に対して、迂回経路の有効性について評価するとともに、交通シミュレーションなどを行い、交差点形状の変更による周辺道路への影響についても検証していきます。

〔松谷 清議員登壇〕

○議員（松谷 清）

それでは、3 回目の質問をさせていただきます。

3 回目の質問に入る前に、宮城議員が代表質問で、若い女性の東京への流出がジェンダー平等にまだ遅れというか、地域の古い価値観が非常に大きな影響もあるということが 1 つ指摘されていることで、この質問の趣旨をぜひ、理解していただきたいと思います。

3 回目ですけれども、パートナーシップ宣誓制度の未届け記載は、今後に期待をしたいと思います。人生 100 年時代において、結婚や家族に対する考え方も変化しています。これからの社会の新しい価値観に基づく変革に向けて、ジェンダー平等や多様な生き方が尊重される社会が求められていると考えております。

そこで、3 点お伺いいたします。

令和 4 年版男女共同参画白書で、「人生 100 年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」の特集内容についてどのように受け止めているかをお伺いしたいわけであります。この中では、家族形態は、非常に大きく変化し、多様化していますけれども、制度は昭和そのものということが指摘されているんです。そういう意味も含めまして、これをどう受け止めるか、非常に行政としても重要な観点になりますので、お伺いしておきたいと思います。

2 つ目に、選択的夫婦別姓制度の導入、家族形態の多様性の容認、家族意識の変革について、静岡市男女共同参画行動計画に位置づける必要はないのか、伺いたいと思います。

3 点目に、現実にこの選択的夫婦別姓の容認が非常に広がっているんですけれども、結婚して 95% が男性籍であるという現状もあります。選択的夫婦別姓制度の導入に向けて、市民の意識を深めていく取組があるのか、伺いたいと思います。

次に、アリーナについてお伺いします。

答弁いただいたわけでありますけれども、確かに悲観シナリオも想定されております。経済波及効果でマイナス 868 億円、所得誘発額でマイナス 41 億円を想定されております。私は、2020 年版の最新産業連関表で、今年 6 月に新しいものが公表されておりますし、人口減少、物価高騰、感染症など不確実性は考慮する必要があると考えております。今回の B T コンセプション方式の最大の不確実性は、ファイターズのような、またジャパネットのような牽引力ある事業者が現段階で現れるかどうか分からないということであります。S P C が運営権の対価で 200 億円を出資してくれれば、市の負担金のめどは立ちます。市民文化会館大規模改修、海洋・地球総合ミュージアム、気候変動による災害対策債など、市債は増加し続けています。2023 年度の予算編成時の経常収支比率は 94.9%、アリーナが運営開始となる 2030 年のとき想定される経常収支比率予測は 97.8%であります。ここに 0.5% が加わると 98.3% になるわけでありまして、財政運営上の危機はさらに強まっていくことが想定されるわけであります。

難波市長の多目的アリーナの意気込み、構想は私も支持したいし、市民合意について全力を尽くすという姿勢を私は評価したいと思っているんです。ただ、運営権対価が未知数のままで議会承認が求められているわけであります。運営権対価が想定どおりでなければ、ほかの大規模事業を中止するか、あるいはアリーナ事業からの撤退をするか、決断する必要が出て来るわけであります。

そこで、市長に確認させてもらいたいわけであります。難波市長は、南アルプスにも登山をされます。登山する方々の鉄則は、登るときに天候や健康などの不測の事態に下山する勇氣、覚悟を持っているわけであります。市の負担が大幅に増加した場合、アリーナ事業から撤退する覚悟があるのか、伺っておきたいわけであります。市長に答弁を要請したら、答弁はされないということだそうであります。市長

らしくないし、昨日、職員に議員の質問を抑えちゃいけないとあれだけ強く言ったのに、何かダブルスタンダードで、本当、難波市長らしくないですね。

最後に、要望としては、ウォーカーなまちづくりについて。

都心のまちなかのウォーカーなまちづくりを掲げる以上、姫路市のような国道の横断歩道、駅前の横断歩道、江川町までの公共交通優先、一般車両の乗り入れ禁止、江川町交差点のスクランブル化は避けて通れないと考えます。商業空間を含め、居心地よく歩きたくなるまちづくりを姫路市は 10 年で実現しました。より早期な具体的道筋を提示すべきことを要望して、3 回目の質問を終わります。

○市長（難波喬司）

まず、申し上げておきたいんですけれども、質問に答えるかどうかについては、議員の質問を聞いてから決めるのが当たり前じゃないですか。それなのに、なぜ、私が答えないということをこんなところでおっしゃるんですか。理解できないですね、私も。議会というのはそういうものじゃないですか。議員の質問を聞いて、それで答えるんですよ。当たり前じゃないですか。非常におかしいと思いますね。

その上で、アリーナについてお答えをいたしますが、撤退する覚悟はあるかどうか。これも当たり前です。運営権を求めて B T コンセッションを出して、誰も運営者がいなかったら撤退する。当たり前です。

その他の質問については、局長よりお答えいたします。

○市民局長（市川靖剛）

ジェンダー平等・多様な生き方が尊重される社会についての 3 点の質問にお答えします。

まず、令和 4 年版男女共同参画白書の特集をどう受けて止めているかですが、白書で取り上げられているように、本市でも家族の形は変化しており、独身でいる人、離婚する人、再婚する人、結婚という形を取らずに家族を持つ人など様々です。家族に関する意識の変化に伴い、女性の人生は多様化し、遭遇するリスクも様々になっています。

例えば、既婚女性は、専業主婦といった仕事に就いていない場合はもちろん、働いている場合でも非正規の割合が高いため収入が低いことが多く、配偶者との離婚や死別で貧困に陥るリスクがあります。さらに、子供がいる場合は、そのリスクが高くなります。また、DV を受けていても、経済的自立ができなければ逃げられず、身体的・精神的に追い詰められるリスクがあります。このようなリスクを回避するためには、長い人生の中で女性が経済的困窮に陥ることなく、自分らしく暮らせるようにすることが重要です。そこで、女性の経済的自立を可能とする環境の整備や女性の早期からのキャリア教育、男女ともにワーク・ライフ・バランスの促進などが必要です。第 4 次男女共同参画行動計画では、男女共

同参画の視点に立ったワーク・ライフ・バランスの実現や労働の場における男女共同参画の実現を基本目標に定め、これらの事項に取り組んでおります。

次に、選択的夫婦別姓制度の導入、家族形態の多様性の容認、家族意識の変革について、市男女共同参画行動計画に位置づけることについてですが、選択的夫婦別姓制度の導入、家族意識の変革については、計画上で位置づけておりませんが、家族形態の多様性の容認に関わる内容については、ひとり親家庭への支援や性的少数者への支援において計画上で位置づけております。

市男女共同参画行動計画については、時代の変化に合わせた男女共同参画に関する意識や社会の実態の変化を市民意識調査、各種統計調査などで把握し、そのデータに基づいて計画を策定し、毎年度、計画の進捗状況等を確認しております。

議員御指摘の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があれば検討してまいります。

最後に、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて市民の意識を深めていく取組についてですが、先ほど申し上げたとおり、選択的夫婦別姓制度の導入は、国において国民の理解の下に進められるべきものと考えております。